



# 山の手通信

No.9

2011年10月3日

会長

## ●赤い羽根共同募金について

5月15日臨時総会に於いて決定した通り、『赤い羽根共同募金』を自治会費で支払う事になったのですが、**法律違反**である事が分かり、自治会並びに社会福祉協議会が罰を受けることとなります。また、自治会費で負担していた町内某自治会は指導を受けたとか。よって、『赤い羽根共同募金』は、従来通り集金させてください。

勉強不足のため、皆様にご迷惑をお掛けすることを お詫び申し上げます。

『赤い羽根共同募金』は、和木町のためにも使われています。

『赤い羽根共同募金』については、社協より下記の通り聞いております。

- ・ 募金は、強制ではなく 任意です。
- ・ 900円は、目標額であり 決定金額ではありません。

## ●班長へおねがい

各家庭へ、『赤い羽根共同募金』の集金をお願いします。

集金されましたら、まとめて自治会長宅（1棟204号）まで、ご持参願います。

## ●自主防災組織の結成について

先日の、自治会連合会議に於いて、以下のような意見が出ました事を報告いたします。

- ・ 自治会単位での防災組織は難しいのでは？
- ・ 個人情報を持っている民生や福祉に自主防災組織を任せては？
- ・ 役場や消防が来るまで待つしかないのでは？
- ・ 連絡網は作れるけど、後は各自で避難してもらうほか ないのでは？
- ・ 自分が助かるのが必死で 他人の避難誘導まで出来ないのが現実では？

など。

様々な意見が出る中、自主防災組織の結成については、進展なしに会議を終えました。